

カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会（第 3 回）

（議事録（案））

日 時： 平成 23 年 6 月 15 日（水）13:30～16:30
場 所： 日本自動車会館内 くるまプラザ会議室
出席者： 新美座長、明日香委員、大島委員、奥委員、篠崎委員、田村委員、武川委員、
山本委員（欠席：麴谷委員、藤田委員）
事務局： 環境省 上田室長、吉野補佐、三好補佐、下山専門調査員
（社）海外環境協力センター 佐々木主席研究員、長谷主任研究員、細埜研究員

議事次第：

1. はじめに
2. カーボン・オフセットの取組活性化について
3. カーボン・ニュートラル認証基準（案）について
4. その他

議題 1. はじめに

事務局： 第 3 回カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会を開催致します。本日は麴谷委員と藤田委員がご欠席です。本日の審議は公開とさせていただきます、議事については議事録をホームページ上にて公開致します。配付資料について、不足等ございましたら事務局までお申し付けください。なお、資料 3 につきましては別途お配りしております。以降の進行は、新美座長にお願い致します。

新美座長： 議事に入ります。資料 1 は前回の議事録案となります。事前にご確認いただいているかと思いますが、訂正したい場合はご連絡いただければと思います。

議題 2. カーボン・オフセットの取組活性化について

事務局： 資料 2 と資料 2 別紙をご用意ください。委員の方のみに参考資料 1 を配布しております。適宜ご参照ください。基本的に資料 2 と資料 2 別紙をご覧ください。資料 2 は前回の検討会でも議論いただきました検討の事例、検討課題に沿って委員の皆様のご意見を基に検討の方向性、対応案を提起したものであります。

資料 2 の表紙は、活性化に向けた方策ということで、具体的な取り組みの部分だけを抜き出しています。目次に沿って、資料 2 別紙の最後に工程表がつ

いております。こちらの工程表は、前回より委員の方からご指摘がありましたものを戦略的に実施するという事で、重点的に行う施策を太枠で囲って、それ以外のものを 2011 年度はどのような段階ということを示したものであります。

資料 2 の 2 ページ目、1. カーボン・オフセットの取組の高付加価値化等による制度改善の中で、1.1. カーボン・オフセットの概念や意義等の整理ということで、これまでもカーボン・オフセット推進してきたところではあります。もう一度カーボン・オフセットの概念や意義を再整理したほうが良いという意見がございまして、それに対して今回整理をしております。資料 2 別紙の 2 ページ目から 11 ページ目です。別紙の方の 3 ページ目はカーボン・オフセットを示したものです。4 ページ目に、カーボン・オフセットの意義ということで、新しく 3 番「温室効果ガス削減を含めた環境保全上の複数の効果の同時実現」を加えさせていただきました。コベネフィットにつきましては、後ほど資料 2 の説明として話させていただきます。

カーボン・オフセットの概念、意義ということで、資料 2 別紙の 5 ページ目をご覧ください。別紙の 5 ページ目と 6 ページ目の問題提起ということでスライドを用意させて頂いています。まず、5 ページ目の内容ですが、「誰がオフセットの環境価値（環境価値）を主張できるのか」というタイトルになっております。例えば、ここにありますケースのように商品 1 つで 300kg の CO₂ がオフセットされているものが、製造業者、流通業者、消費者ののところまで流れていく中で、それぞれが主張をすることが考えられます。本当は商品 1 つで 300kg しかオフセットされていないのに、事業者 A、事業者 B、最終消費者、それぞれが 300kg オフセットしましたというように主張してしますと、6 ページ目のスライドの一番上にありますように、社会全体で 900kg の CO₂ がオフセットされたかのように見えてしまう恐れがあります。これを避けるためには、300kg オフセットしたという価値は誰が主張して良いのか、300kg オフセットした効果は誰のものであって、誰のものでないのか、という点を明確に定めなければならないと 6 ページ目の 2 つ目の四角で申し上げております。現状のカーボン・オフセットに環境省基準の方では、申請書を書いて頂く段階で、オフセットの効果を環境価値という言葉に置き換えて、環境価値の帰属先は誰か、オフセットの主体は誰かということを決めていただくようにしております。とはいえ、オフセット主体は、事業者 A、事業者 B と最終消費者 C がある中で誰にするのかについては基準で定められていないので、オフセット商品を企画する事業者の方が、自由に決めて良い。先程の例で言え

ば、トータル 300kg という実際にオフセットされた量を超えないように定めて頂くように申し上げます。

今までもこのように認証制度の運用処理をやってきましたが、実際に相談を受ける中で、環境価値の帰属先が分かりにくい、クレジットの制度とどう関係しているのかという質問が多かったので、今回整理させて頂きました。

続きまして 7 ページ目が、クレジットの側の整理となっております。こちらの資料は、J-VER の認証運営委員会のもので議論された時の資料を元にしております。A 社と B 社の二つの会社があると仮定し、A 社が J-VER を 40t 分発行して、それを B 社に移した時に何が起きるかを示している図です。7 ページ目の図の 2 つの四角を説明させて頂きます。◎などの記号は上の図と対応しております。A 社が J-VER を発行した後の合計の実排出量は 60t です。B 社は 40t 使ってオフセットしておりますので、 $100-40=60t$ が対外的な報告・公表排出量という理があるでしょう。一方で A 社の実排出量は 60t で、J-VER として 40t ですが、A 社も 60t と報告してしまうと、A 社も 60、B 社も 60 ということで足して 120t となってしまう、実排出量の 40t がどこかに消えてしまいます。なぜそういうことが起きるかという、A 社が J-VER として出した 40t というものを B 社にお金で移転したのにもかかわらず、自分の排出量は 60t しかないと言ってしまうので、ダブルカウントされて、本来 160 のはずのものが、120 に見えてしまっています。このような状態を避けるために、A 社は J-VER を発行、あるいは売却した時点で、40t 上乗せして、排出量は $40+60=100t$ であるという必要があるということを示した図になります。こちらの議論は、現在の J-VER 実施規則の方に含有されていて、プロジェクト事業者が J-VER を発行した場合には発行した分を上乗せするように記載しております。

8 ページ目も基本的には同じことを申しているのですが、別の言葉で説明しているものになります。まず、クレジットを保有しているというのはどういう状態かと申し上げますと、環境価値の帰属先を決める権利を有している、という状態です。しかしながら、クレジットを売るということは、クレジットに伴って環境価値の帰属先を決める権利も移転していきます。では、環境価値は最終的に誰に帰属するかといいますと、無効化によって誰のところに帰属するかが分かるということです。その状態を確認した上で、先程の 7 ページ目の A 社が 40t の価値を失うのはいつなのかと言いますと、クレジットの発行によって潜在的にいつでも環境価値の帰属先を決める権限が行使できる状態になっています。つまり、発行時に 40t を上乗せする必要があるという

ことです。7 ページ目と 8 ページ目で申し上げたいのは、クレジットの保有が環境価値の帰属先を決める権限を有している状態だということ、上乗せは発行時に行う、という 2 点です。

続きまして、9 ページ目ですが、先程まではクレジットを生み出す側と使う側がいる事例でしたが、こちらは 1 者になっております。仮に X 社が J-VER で 50t 分削減量を出した時に、自分のために無効化した場合は、カーボン・オフセットと呼ぶことができるのでしょうか。これは実際にいくつかの問い合わせがある内容ですが、これについて整理したのが 10 ページ目です。結論から申し上げますと、自分の生み出した 50t を自分のために無効化する行為はカーボン・オフセットではありません。その理由の 1 つ目はカーボン・オフセットの定義が、自分が減らせない分を、「他の場所」の削減プロジェクトで埋め合わせるということになっているからです。2 つ目は、ダブルカウントの防止として J-VER のプロジェクトでクレジットを生み出した方は発行された時点で 50t を上乗せしなくてはならないので、右から 2 つ目のグラフを見て頂くと、J-VER を発行したと同時に J-VER を上乗せされるので、結局 300t に戻っています。では、一度排出した 50t を無効化するというのはどういうことかと言いますと、10 ページ目の下の図の一番右側の 250t に戻るということです。これは、実際の排出量 300t であったものが、250t に減ってはいるのですが、オフセットではなく削減努力をした結果であると整理しています。自分が生み出した 50t で打ち消されるものは何かと言いますと、J-VER を 50t 発行したからこそ出てきた上乗せ量が存在しているので、削減の実態に合わせてそこで打ち消されるのは上乗せされた分であるべきだと申し上げているのが、10 ページ目の一番下であります。繰り返しになりますが、結論としてこれはカーボン・オフセットではありませんということです。自分のために無効化したという行為は、何だったのかということですが、自分の排出量を削減したということになります。

続きまして、11 ページ目のスライドについて頂きまして、ではその結果オフセット側に何が生じるのかということですが、11 ページ目のスライドの左上で説明しているのは自分のために生み出したクレジットを無効化する行為をカーボン・オフセットとは呼ばないという結論に対応するものです。その整理を前提にして、自分のクレジットを使ってオフセット商品などを企画した場合、環境価値の帰属先、オフセットの主体を自分と定める場合、オフセットとは呼べないということになりますので、オフセットの申請には使えません。しかしながら、環境価値の帰属先を別の人に移すのであれば、オフセッ

ト商品として（環境価値を）付けて、認証制度の方に申請することができます。一方で当然のことながら、自分以外の人が生み出したクレジットを使ってオフセットすることはそもそも認められていることですので、11 ページの表の○はそれを意味しています。では、自社とそれ以外はどのように区別したらいのかということですが、会社には色々な形態がございますので、何か決めておかないと使用可能なクレジットというのに混乱が生じる恐れがありますので、ここで提案させて頂いているのは、原則として法人を最小単位とするのが良いのではないかとことです。しかし、実際 CSR 報告書などでは法人と言いましてもグループ会社と連結して報告されているところもあり、それは自分の社会的責任、環境責任を広げたいということなので連結すること自体を妨げるものではないということを書いています。以上が資料 2 のカーボン・オフセットの概念や意義の定義の説明であります。

続きまして、資料 2 の「1.2 現行認証制度の改善に向けた基準類の整備」です。1.2.1 で申し上げていますのは、コベネフィットの評価をカーボン・オフセットの取組の中に取り入れて行くのが良いのではないかとことです。この資料 2 の中で言う「コベネフィット」とは、CO2 削減以外の環境保全上の効果として整理させて頂いています。このような効果を把握、評価する手法を検討しており、ラベルの方にも寄与できるものにしてはどうかということをご提案させて頂いております。別紙 12 ページから 15 ページには、現在確認ができるコベネフィット評価事例として、CCBS や Gold Standard、環境省のコベネフィット評価マニュアルを挙げています。また、明日香委員からも幾つかご紹介いただいておりますが、これらに限らず CO2 削減以外の環境保全の価値を評価する指標があるので、これらを整理してオフセット制度に取り込むことができるのではないかと申し上げます。

資料 2 の「1.2.2 ラベル標記に関するルールの整理」についてです。ラベルは世の中に氾濫しており差別化が難しい中で、オフセットラベルをどのように差別化するかの検討を行っていきたいこと、また、データベースを構築し、消費者が本当に欲しい情報が手に入るように整理してはどうかという点を取り上げています。それに関して、別紙の方で挙げていますが、現在のカーボン・オフセット認証ラベルの使用規定と他のマークの使用事例を挙げさせて頂いた上で、別紙の 25 ページには、新しいラベルのイメージとして、既存のラベルを基にもう少し負荷情報を書けるような欄を設けて、コベネフィットの効果、クレジットの種類や産地、震災復興という情報を付記してはどうかということをご案を示しています。また、26 ページには、カーボン・ニ

ニュートラルのラベルの場合は、どうなるかという点を挙げていますが、後ほど資料 3 で再度ご議論いただくため、ここではこのような情報が含まれているという点だけをお伝えします。

次に、資料 2 の「1.2.3 規程類の見直し」についてですが、現在のカーボン・オフセットの認証制度をもっと簡単なものにできるのではないかと、基準自体を簡単なものにする制度と他の制度で開発されている算定ツールの活用することによって手続きを簡略化できるのではないかと、基準と手続きの両方で平易化ができるのではないかと、このことを述べています。続いて、「1.2.4 カーボン・オフセット及びカーボン・オフセットに用いるクレジット制度の環境整備」についてですが、制度が継続して安定して行われることが重要ではないかという点を触れさせて頂いています。

次の「1.3 取組効果の評価」についてですが、先ほどのコベネフィットの環境保全とは少し違った視点で、地域経済の活性化等社会的な関心に完結するような効果の評価ができるような手法の検討を行い、実際に取り組む際の実用性も協議しながら検討を進めていきたいことを申し上げます。別紙の「カーボン・オフセット普及推進母体の活動」というスライドでは、優良事例として色々な波及効果があった例を紹介しております。このような普及の措置として優良事例の紹介を今後も行っていきたいということで別紙に記載しています。

続きまして、「1.4 商品・サービス等、区分ごとの取組手法の標準化」についてです。こちらは、例えば商品・サービスのオフセットをしたい方や一定の規模のある商店街や団地等でのオフセットをしたいという方に向けたマニュアル作りです。

次の「1.5 他施策と連携したカーボン・オフセットの促進策の検討」についてですが、グリーン購入法、環境省が行っているグリーンマーケットに関する検討、或いはエコ・アクション 21 等政策や制度に触れていますが、関連する政策や制度を検討し、連携しながら行っていきたいことを記載しています。

「1.6 カーボン・ニュートラル認証開始に向けた概念整理」については、ニュートラルは、既存のカーボン・オフセット制度に付加して、取組の規模が非常に大きいということ、また、継続した取組でなければならないという特質

を踏まえて、新たな認証制度を検討していくということで、こちらは議題 3 で詳細を説明させていただきます。

続きまして、資料 2 の「2. 消費者への理解の浸透、事業者の活動促進」についてですが、大きく消費者と事業者に分けて色々な活動を展開して行きたいということです。消費者については、既に関連団体がありますので、それらとの連携と分かり易い広報アイテムの作成を、また、事業者については、事業者のインセンティブ、そしてこれまで検討会で多くのコメントをいただいた企業価値を高めるという視点から、色々な支援を行って行ければという点を記しています。「2.3 重点取組分野の設定」についてですが、こちらは消費者と事業者区別なく両方を含む、何か特定の商品や分野を設定して集中的に何か取り組めないかという点であります。ここでは、会議・イベントについて触れていますが、それ以外にも色々な商品や分野を設定して、取組んで行きたいということを記載しています。

次の「3. カーボン・オフセット推進体制の強化」についてです。今後オフセット活動を行っていく際に後押しをしていく推進体制について、現在環境省に設置されていますカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）や事業者の団体であるカーボン・オフセット推進ネットワーク（Co-Net）のような取組を支援し、連携することについて書いています。別紙 27 ページから 31 ページにかけて活動の内容を紹介しています。「3.2 地方独自の取組の推進」ですが、環境省が設置している日本カーボン・アクションプラットフォーム（JCAP）という情報交換のプラットフォームがあり、このような団体とも連携を図っていきたいということでございます。また、「3.3 オフセット・プロバイダーの活用推進」についてですが、カーボン・オフセットの取組において非常に重要なステークホルダーでありますオフセット・プロバイダーを積極的に活用して、連携して行きたいということで列挙しています。

続きまして、「3.4 認証を行う主体の多様化と認証プログラムや認証主体の質の確保」ですが、第 1 回検討会において、委員から地方でクレジット制度やオフセット制度があるので各制度の連携を行ってはどうかというコメントを頂き、それを踏まえて相場連携を進められるような素地を作っていく。しかしながら、色々な認証主体が立つということは、質の確保が課題となるため、一定の要件を定めて、認証主体がきちんと要件に合致しているかどうかを検討し、併せて認証案件の品質確保という意味で、後でも追えるようなトレースできる体制も必要であろうということで記しています。

続いて、「4. 東日本大震災からの復興の過程における役割」について、この検討会の場だけで議論するのは難しい内容ですが、カーボン・オフセットの取組を推進して行く中で、復興の視点をきちんと取り入れて行きたいということを書いていきます。

また、「5. 活性化方策のフォローアップと戦略的な実施」は、施策の推進全てに係ることですが、継続的な調査・分析を行うことを書いています。具体的には、最近のアンケート調査として、6月上旬のエコ・ライフフェアで行ったアンケート調査の結果を別紙 32 ページから 33 ページに挙げています。継続的に情報を取っていき、今後の検討の素地として行きたいことを述べています。

「5.2 活性化方策の戦略的な実施」では、工程表を作成致しました。別紙 35 ページの工程表の下部分を少し補足させていただきます。左側の 4 本の柱は、第 1 回検討会において環境省から提示された項目でして、右側がその具体的な活動を示しています。この中で、消費者と事業者の促進活動は、どこかで同じものもあります。消費者の理解促進のための分かり易い広報アイテムの作成と重点分野の設定とあり、会議・イベントのような消費者と事業者が一緒になって取り組むものもございます。その下に行くに連れて、事業者寄りの活動になっております。この箇所だけ、資料 2 の順序と少し前後します。上は消費者寄り、下は事業者寄りのこととして分けています。また、太枠の箇所は、取組の活性化に向けて今後、或いは今取り掛かれる重点的に取り組む分野ですが、もしこの 4 つ以外に重点的に取り組むべきと思われる分野がございましたら、ご意見をいただければと思います。

【質疑応答】

新美座長： 只今の報告を受けて、まずは、はじめの「1. カーボン・オフセットの取組の高付加価値化等による制度改善」に焦点を絞ってご審議をお願い致します。

田村委員： 全体的にカーボン・オフセットの取組がいまひとつ浸透していない一番の根本的な問題として、なぜ CO2 削減目標が 25%なのか国民に説明されていないことにあると思います。削減目標についての国民のコンセンサスが得られていません。事業者や消費者がどう考えるか、どう行動するかに繋がることですので、そこをきちんと捉え直して、国として説明していく必要があると思います。25%の前提に立って、オフセットの意義や、再生可能エネルギーの導入促進の議論につながりますので、そこを全面に出すべきと思います。

篠崎委員： 資料 2 別紙 4 ページのオフセットの意義ということで、誰でも参加できる、

皆で意識を持って取り組んでいくことが大切だということが書かれておりますが、気を付けて言わなければ、この書き方のままストレートに言ってしまうと、今やっていないからやるのだというふうにならざるを得ない目線で見られてしまいますよね。そうではなくて、今は皆節約している、一生懸命節約しているけれども、実はまだまだできることがあるということだと思います。消費者心理では押しつけられると避けられるので、オフセットに皆が参加すること、少しずつ皆の協力を得ることで、少しずつ日本全体が良くなっていくという、是非そういう言い方で伝えていただきたいです。

奥委員： まず基準類に関する質問ですが、資料 2「1.1 カーボン・オフセットの概念や意義等の整理」というところで、特に概念の整理というのは、実際の制度運営上、要になるところだと思います。その詳細については別紙でダブルカウントの防止、自社活動のオフセットの際に自社で創出したクレジットに算入できないというお話をいただきましたが、具体的には規程類に反映させていくことでよろしいのでしょうか。

また、ご説明の中で既にダブルカウントの防止の規程があるとありましたが、それがどこにあるのかということですが。

もう一点は、別紙の 7 ページのダブルカウントの防止措置で、こちらはそもそも A 社と B 社合わせて実排出量 160 あり、移転後に 40 分がなくなってしまったかのようにならないようにするために、A 社では 40 を合わせて 160 にするということでしたが、なぜ A 社に 40 を乗せなければいけないのかが分かりません。A 社の実排出量が 60 で、B 社が 100 ですので、クレジット 40 分も B 社の方に乗せて 100 とするのが実排出量としては正確ではないかと思えます。

上田室長： 奥委員の概念整理については、実際には資料 2 でまとめていく必要があると書いているのですが、具体的には書いていません。そのあたりは、実は、今回は別紙の一部をこの中に書き込むこととなります。ただ、それは検討会の報告書になるということで、検討会の報告書を受けて、制度をどうしようか規程類に反映していくものは反映しますし、意義等は追加があれば直さないといけないと思えます。

子どもに分かりやすくするための普及啓発アイテムについても反映するものがあるかと思えます。また、環境価値の帰属については、規程類というよりも、ルールの運営の話になりますので、説明する時の説明の仕方に使っていくものかと思えます。

奥委員の 2 点目のご指摘について、防止措置を A 社に乗せるのではなく B 社に乗せるべきではないかということですが、環境価値の帰属の議論として関わってきますが、B 社がわざわざクレジットを買ってオフセットしたとして、買ったことが削減努力として会社全体として認めてあげても良いのではとい

うことも我々としてはあります。温対法では、調整後の排出量という形で国内クレジットや J-VER クレジットは差し引きできると制度の整合性を考えると、A 社の方に差し戻ってということになります。

クレジットとして対価を得ようとしているのであれば、その分、削減量を元に戻す方がバランスが良いのではないかと思います。クレジット化して B 社の支援を受けてクレジットを得るということであれば、支援をする方にクレジットの効果を帰属させて、支援を受けた方が排出量として上乗せをすることとしています。その背景には、温対法の整合性後の排出量のような制度があるので、そこの整合性を取っているということです。

山本委員： 1 点目、資料 2 の 1.2.1 環境配慮の観点の組み込みということで、カーボン・オフセットの取組と創出プロジェクトの実施の両方が書かれていますが、生物多様性の効果がある所でクレジットを創出させて、そういったクレジットを選択的にオフセットに用いたという両方に環境配慮の観点が組み込まれるのかなと思います。その場合、なるべく定量化すること、定量化が難しければ、Tier や星などある程度の効果の程度が掴める方法が良いと思います。プロジェクト側とオフセットする側の両方を考えられているのかということを確認させていただきたいと思います。

もう 1 点、資料 2 の 1.2.3 の規程類の見直しのところで、算定・報告・公表制度で報告していればその数値が使えるなどは可能だと思いますが、実際にオフセットやニュートラルの認証とクレジット側の検証・認証は、数値の質という面で違いがあるので、オフセット側ではできる限りシンプル化を目指していただきたいと思います。オフセットやニュートラルの認証だと、実際に決められた手順通りに物事が進められているかということを中心にしていけば、既存のデータを使うことも可能になるのではと思います。そこで大事なものは公平性を確保して、きちんと行われていることが確認できるかということだと思います。

最後に 1 点、別紙 11 ページのオフセット対象範囲について、あくまでも最小単位は法人であるという理解でよろしいでしょうか。複数の事業所を持っているところが、一つの事業所で作ったクレジットを、別の事業所でオフセットには使えない、ということでしょうか。

上田室長： 最後のご質問については、今のところ使えない方向で考えています。

最初のご質問で、指標の可能な限りの定量化ということはご意見として賜りたいと思います。実際に定量化できるものもあれば、チェックリストのように最低こういう基準を満たしていればこういうふうな言い方をしても良いというものもあるので、おっしゃられましたように星ひとつふたつ等程度を分ける方法もあるので、それは今後の課題として考えてみたいと思います。

規程のシンプル化については、オフセットをする側とクレジットを創る側があり、クレジットを創る側は1tの価値が様々にならないよう注意していかなければならない一方、オフセットをする側につきましては、保守性の観点を持っていけば簡素化しても良いかと思っております。

明日香委員：25%がどうなるか分かりませんが、チャレンジ25を守るとかそういう意味合いがあっても良いのではないかと思います。政府が言いにくいのであれば、民間でそういう部分があっても良いのではないかと思います。そもそもこれは民間の仕組みであって、政府は関係なく25を守りましょうというニュアンスを出せるところはだしても良いのではないのでしょうか。

高付加価値というところで、CDMとどう違うかなど、ある程度差別化するという点で、高付加価値の項目として追加しても良いと思います。

田村委員：簡素化についてですが、クレジットの認証とオフセットの認証とは少し違うということで、オフセットの認証をできるだけ幅広く認めて普及していくという方向の方が良いと思います。その中で、現行の認証制度についても簡素化していくこともありますが、それは限界があります。都道府県の独自の認証のようなものが乱立している状況であれば、今の制度と都道府県のを区別して、シルバーとブロンズというように種類があっても良いのかと。乱立はしているが、統一性の取れた形で、簡易な形で認証が取れるという仕組みがあっても良いかと思っております。

上田室長：田村委員から国の25%について分かりやすく説明するべきとあり、その後明日香委員から、国が言いにくければ、民間の動きとして言いましょうかというご提案もいただきました。なぜ25%なのかというのは全体の中から解説してもらわないと分かりにくい意見がございました。25という数字にどういう意味があるのかということで、自分で説明する時はIPCCまで戻って量的な説明をするという工夫をしていますが、今後説明ぶりを改めて考えないといけないかと思っております。ここでは、目標の意義まで書くかというよりは、国の施策の中でオフセットがどのような効果があるのかを足さなければならないと思います。その上で対外的に説明する際には、そもそも国の目標があって、それを達成するにはこういうことをしなければなりませんといったように、もう少し遡って説明しないと一般の方には分かりにくいかと感じております。篠崎委員から上から目線の言い方だというご指摘をいただきましたが、意義のところは仕方ないかとは思いますが、どうすれば上から目線ととられない書き方があるのか、工夫できる余地がないのかを次回までに考えます。

篠崎委員：コマーシャルなどでは、そういう理屈と国の都合が先に来ると逆に反発するかと思います。それよりも、何か良いことをしたという気持ちを引き出してあげることに重点を置いていただきたいということです。

- 上田室長： 田村委員から認証が乱立してきて、統一性が必要という指摘がございました。この制度以外のオフセットをしてはいけなと取り締まることほどの弊害があるわけでもないと思いますので、様々な主体がするという事は仕方がないと思います。ニュートラルでもガイドラインを示して考え方を明らかにしようとしているのは、オフセットやニュートラルは投資を伴うことになるので、まじめにやった方が損することにはならないようにするためです。統一的にこのマークしか使えない、この制度にしようということは、今の時点では難しいと思っています。
- クレジットは相互流通の話がありますが、相互流通にするのであれば、今、都道府県 J-VER 制度というものがありますけれど、それ以外で作られているクレジットの相互流通を考えるかは、新たな考え方だと思います。
- 田村委員： 乱立しているのを統一するというのではなく、ハードルを下げて、まず最低限のところを満たしていることを併記できるような形で認めてあげてはどうかという趣旨でした。
- 上田室長： 資料 2 の 9 ページの 3.4 の認証を行う主体の多様化になるかだと思います。今既に取り組んでいる方の活動というのも認識において、そういう方々にどうやっていただくのかということですが、例えば、3.4 のアプローチの中で環境省のガイドラインに準拠していると書くことをどこまで独立性を保ちながら許諾するのかを視野に入れようとしています。
- 明日香委員： コベネフィットのところ、環境改善効果というものがありますが、もうちょっと広げて雇用を入れても良いのではと思います。農林水産業の活性化というものもありますし、環境というよりも雇用の方が、それなりにインパクトがあるかと思っていますので、検討していただきたいです。
- 上田室長： 資料 2 の 2 ページの下と資料 2 の 4 ページの 1.3 かと思います。地域の活性化に貢献しているなど、プロジェクトを評価する時の手法として、環境の視点からラベリング制度として反映するといった点まで取りきるのは難しかと思います。1.2 に分けてしまっています。それが分かりづらかったかも知れませんが、環境の分野だけを切り分けているのが 1.2 で、それ以外の付加的な要素の評価が 1.3 になりますが、実際に一般の方からすればそういった分け方はかえって分かりづらいということで、今のご質問の背景になるかと思えます。整理の仕方を次回に向けて考えたいと思います。
- 山本委員： 別紙の方で、1 点。ダブルカウント防止などのため実施にオフセットした時に、シンプルにするにせよ、認証する以上、信頼性を確保できるようなシステムがないと難しいと思います。
- 篠崎委員： 資料 2 の 2.2 事業者の活動促進ということになっております。事業者の立場から申し上げますと、CO-Net では別紙の 29 ページにあるオフセットプレイヤ

一の育成というのを重点的に行っています。消費者の理解も大切ですが、モノを作り出して提供しているのは企業側であり、企業のほとんどの方がオフセットについての理解がないと思います。分からないで終わらないように、分からないなら何が分からないのか、何を知識として身に付けなければいけないのかということについて取り組んでいく必要があると思います。

奥委員： 6 ページの 2.1.1 消費者を巻き込む広報として色々あると思いますけれども、チャレンジ 25 についても、環境省の中で行っているわけですから、環境省内連携を考えてもらいたいと思います。公募の際、具体的なカーボン・オフセットやカーボン・ニュートラルにつながっていくような普及啓発の取組も企画として入れ込んでもらうこともお願いしたいと思います。

田村委員： 広報に関して、消費者への理解の浸透という中で、子どもに対して訴えていくことも親も含まれることになるので重要かと思います。JISQ や JAS は学校で習ったと思いますが、そういうところで習うものは非常に強烈で印象に残っていることから、学校教育の中で何らかのかたちでオフセットあるいはオフセットラベルを意義から教えていくことが消費者への理解の観点で有効かと思います。公共広告機構がコマーシャルを流しているように繰り返し流して訴えることも有効かと思います。

高付加価値化ということ考えた時に、カーボン・ニュートラルでの取組の中でそこで使われるクレジットについては、高付加価値のあるクレジットを使うべきではないかと。そうでないと、値段が京都クレジットと高知県の発行しているクレジットでは全く価格が違う中で、同じ CO2 の削減という意味合いで取り扱われてしまうと安い方に流れてしまうと思います。

また、認証の主体・体制の強化について、J-VER の認証主体をもっと広げていくべきだと思います。都道府県クレジットの制度がありますが、2 件しかやれていない。問題のひとつは財政的な問題もありますが、もうひとつは体制として 47 都道府県全てで行うことは難しく、非効率だという気がします。やるならば例えば道州レベルで地方の認証主体を作るという考え方もあるのではないのでしょうか。これはクレジットのことですが、オフセット認証についても同じことが言えるのではと思っております。ただ、財政的な負担が相当大きいところがありますので、なんらかの支援策がないと難しいかなと思います。今のオフセットの認証のための経費が高いことが広まらない原因だとすれば、単に採算が取れるということではなく、広げていくという観点から、支援ということがあっても良いのではないかと思います。

大島委員： 資料 2 の 6 ページの消費者への理解について、コメントが 3 点あります。資料 2 の別紙の 32～33 ページのエコライフ・フェアのアンケート結果を拝見していて、エコライフ・フェアは、氷山の一角にもならないと思います。そ

ういう中で、田村委員もおっしゃっていました公共広告機構の活用もありますが、まずオフセットで何を消費者に理解してほしいのかという核を決める必要があると思っています。言葉が独り歩きしている状態かと。排出量の見える化・自分ごと化・削減努力・削減しえない排出量の埋め合わせとあり、この4段階を消費者に理解してもらわなければならないと思います。消費者の意識をどういうふうに変革するのか、理解・配慮してもらわなければならないということが大切かと。オフセットすることは自分ごと化の認識の部分と削減努力の段階を意識してもらわないと、最終的にオフセット商品やサービスを使うというところまでに至らないというのが、まず入り口にあると思います。

具体的手段として田村委員のおっしゃったACの活用は良いと思います。広告の中身の話として、公共広告機構は金子みすゞの詞にあるような心の気づきや自分の見直しというものですが、そういう何か意識の変革を促す何かをしていただきたいです。そういった意識の変革をしていくとともに、出口として、例えば、新宿区のエコポイントの制度で、オフセットがポイント還元メニューとなっているが、そのような行動のインセンティブになるようなアウトプットに配慮してほしいです。

田村委員がおっしゃったラベルなど教育の話について、例えば3Mさんは啓発パネルの貸出を行っていますが、企業が自発的に行うイベントに織り込んでいくかが重要でないかと思っています。それが消費者に対してのアプローチとして面で広がっていきますので。日本大学の水谷先生のラベルの本がありますが、そういったものを学校教育の中で取り上げることも大切ですし、ラベルかるたもあり、ワークショップが開けるようになっているものもあるので、ツールをうまく使うことが必要です。シーン別、ステークホルダー別、対象者別など幾つかアプローチがあるかと思っていますので紹介致します。

上田室長： 教育についてですが、ご指摘の通りかと思っていますので、それらを踏まえてできるだけ資料に沢山書き込むということで対処したいと思っています。自治体・一般企業がする時の貸出ツールについて年内に着手する予定です。資料2の2.1.1をもう少し膨らませたいと思います。

田村委員からの高付加価値化についてのご指摘のところで、使用するクレジットの条件付けのお話がありましたが、今のところ、広げていこうといった時に、ニュートラルで大量のクレジットがオフセットに必要な場合にはむしろ、最低基準ではなく、良いところをポジティブに打ち出そうということで、別紙25ページの高付加価値化という時に、例えばコベネフィット効果として森を守るというマークを付けても良いのではないかとか、クレジットの種類や産地や、被災地支援などアピールなどをラベルに書くことを打ち出しても

良いのかと。さらに踏み込んで何割というところまでいけるかどうかは慎重にいきたいです。事務局としてはそこまでやってしまうと広がり求めていけないかと。体制については、道州レベルでということですが、そういう要望があれば是非出していただきたいと思います。

篠崎委員からのオフセットプレイヤーについてのご指摘に関しては、色濃く書けるようにしていきたいと思います。またオフセット活性化の報告書にも詳しく書いていきたいと思います。

奥委員からの消費者のアイデアを巻き込むべきというご指摘ですが、チャレンジ 25 本体で何ができるのか、環境省の中で広がるのかを考えていきたいと思います。

明日香委員：高付加価値化ですが、消費者に対するアプローチとして、低炭素ということが大事ではあるが、現実的には低炭素は嫌だが再生化エネルギーは目指した方が良いというのが多いと思います。そういう方々に対してもアプローチができるような書き方が良いかと。

消費者に対してインセンティブになるのは 25%に役立つということですが、個別企業でもそういう取組があり、経済学者は電気使用権など制度設計を考えているように、そのような将来的な設計ができればうまくいくのかなと思います。

山本委員：2点あります。まず、2.2.2 利便性向上に関するものですが、実際にカーボン・オフセット制度で申請書を書く或いは実施する時に質問に対して具体的にどうすれば良いか、また、更に難しい内容の質問があった場合には後日改めて回答が得られる等、いつでも聞ける体制、すぐに利用できるヘルプデスクがあれば仕組みを広げるために良いかと思います。JVETS で色々な質問があった時にすぐに聞ける窓口があったように、事業者や一般消費者のことを考えるという仕組みが一番だと思います。

また、認証主体の質の確保というところですが、以前から申しておりますが、カーボン・オフセットやニュートラルの取組は、取組を行う者が自立して、自らが責任を持って取り組んでいくことが重要だと思いますし、その為に支援が必要で、先ほどのヘルプデスクは非常に有効です。認証が簡単、ベースに認証を行う主体が多様化しても良いのですが、多くの認証主体がないと困るということではなく、事業者が自覚して認証を行わなくてもできる、つまりそのベースにある事業者にとって分かり易い仕組みや手続きという観点からスキームを整理していくべきかと思います。ある程度の質を確保しなければならぬので、ISO14064 等への一定の理解が必要と思われます。

篠崎委員：資料 2 の 3.1 ですが、CO-Net と J-COF、JCAP があって、それぞれ特徴があるが、連絡が取れていないと思います。オフセットプレイヤーの育成やオフセ

ット認証制度のワークショップなど、相互に協力していけば良いかと、また、メルマガの送り方など、お互いにできることがあると思います。

上田室長： 他施策との連携や役割分担を全体的に見直して考えていきたいです。山本委員からのご指摘について、ヘルプデスクの設置は今後考えていきたいと思えます。その視点を報告書にも盛り込みます。

認証機関の対応なのか、自己認証の重点化なのか、必ずしも第三者、第二者が認証しなければならないのか、そういった二者択一のものではないと思っています。自己が宣言するリスクを第三者が認証することにより、回避するという考え方もあります。いろんなニーズがある中で、第三者のものもあれば自己のものもあるのかと思っています。ニュートラルは、バウンダリを少し固定したり、いくつか新しいルールを決めていますが、例えば、認証主体を自由にやってくださいということにすると、ダブルカウントの観点など良いことなのか悪いことなのか、なかなか判断がつかかねるところですので、しばらくは知見を蓄積してオフセットと同じように広げていくのかと。認証のマークを付けるということは、こういうことを守っているのですよ、ということを一つの槌にして考えていこうと思います。

明日香委員から低炭素だけでなくリニューアブルなエネルギーもというご指摘はその通りでして、まずは、ラベリングのところで工夫していきたいと思えます。

山本委員： ヘルプデスクの話で制度を運営している中で、ルールに決められていないような判断が必要な場合がありますが、通常のヘルプデスクとは別にそういった判断が必要なものへの対応が、制度を成熟させていくための判断の蓄積という観点から必要かと思えます。できる限り自己認証とか第三者認証ということではなくて、基本は自分で算定できるようになっておかなければいけないのではと。後は、それがどれだけ信頼性を確保するという点で第三者なのか、自己なのかということだと思えます。

明日香委員： VCS に関して、どこの国でも VCU や VER などを使う理由として、将来のキャップ・アンド・トレードに使えるからで、将来を期待してアーリーアクションに使いますというビジョンが入っています。制度がどうなるか分からないが、少なくとも可能性がありますし、企業にとっての一番のインセンティブは将来に使えるかということですので、そういった記載が必要かと思えます。

新美座長： 震災後の日本の環境政策がどう実施されているのか、内外ともに注目していると思います。政治状況からいって、キャップ・アンド・トレードや環境税が直ちに導入されるとは思えません。民間の事業者や消費者が協力して行えるカーボン・オフセットはある程度使い得るツールとしては大きなものになってきているのではないかと。

カーボン・オフセットでチャレンジはまだ引っ込めていないということをご
こかで書いておかなければまずいのではないかと思います。そうでなければ、
外からは、総スキャンを食らうことにもなりかねないので。

上田室長： 意義のところ、他の施策との比較において何が有効なのかということや、
25%についてももう少し書かなければと思いますので、報告書としてまとめ
る際に書いていきたいです。硬い言葉で分かりやすい言葉でどう書くかを検
討していきたいと思います。

議題 3. カーボン・ニュートラル認証基準（案）について

事務局： 資料 3 のカーボン・ニュートラル認証基準案についてご説明致します。まず、
目次では第一章から第四章ということですが、第四章は「その他」ですので、
大きく分けて 3 つのパートがあります。第一章は、認証基準の趣旨と基本的
考え方という土台となる部分です。第二章では計画認証ということで、山本
委員からもご指摘がありましたように、カーボン・ニュートラルへのプロセス
を見ていこうということです。一方で、第三章では達成認証ということで、
実際にカーボン・ニュートラルを達成した時の認証についてです。これらが
大きな章立てとなっております。第二章、三章の中では、それぞれ申請者が
どのようなことに取り組むか、検証機関がどのようなことに取り組むか、認
証主体がどのように進めていくか、そして認証の効果としてカーボン・ニュ
ートラル宣言、あるいは認証ラベルの使用というものをどのように考えてい
くかの以上 4 つが示されています。

第一章の認証基準の趣旨と基本的考え方ということで、1 のところは認証基準
策定の趣旨で、1.1 と 1.2 では認証基準を作っていくことの趣旨が書いてあり
ます。2 の基本的考え方のところでは、まずカーボン・ニュートラルとは、と
いう定義の部分、2.2 では用語の部分で、これについては後のカーボン・ニュ
ートラルを進めていく計画をどのように進めていくかのところで一度議論し
ていただこうと思いますので、それに関する用語をまとめたものです。その
後に、基本原則、対象活動が続いているものです。その前段で基本的考え方、
カーボン・ニュートラルとは、という部分がございます、これは前回もご
議論頂いた内容で、参考資料 2 に前回の議論の内容をそのまま載せてありま
す。これを参考にして頂きつつ、今回のカーボン・ニュートラルについてご
案内します。前回と比べて大きく変わっているところは、初めの一行目、二
行目の下線部のみになります。「自らの社会的責任と定めることが一般的に合
理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量」これをカーボン・ニュートラ

ルの対象とする排出量として、いったん定義します。それに対して、下の論点のところでも、これまでのカーボン・オフセットの定義あるいはカーボン・ニュートラルの用語解説の中で書かれている内容を再掲しております。また、用語、基本原則についてもですが、JIS規格が引用されており、JIS Q 14064-1 及び JIS Q 14064-3 それぞれが書かれておりました、JIS Q 14064-1 というのは事業者さんが温室効果ガスの主張をする際の規格になります。それに対して JIS Q 14064-3 は JIS Q 14064-1 を検証するための規格となります。これらの規格を踏まえて進めていくことを原則としております。

次の 6 ページのところでは対象活動ということで、いわゆるバウンダリの設定というところになります。2.4.2 の対象活動としましては、この基準においては「会社法等による法的根拠を有する法人または地方公共団体の事業活動全般を核として、申請者が、ISO26000 を参照して自らの社会的責任（CSR）と主張する範囲」とすることになっております。「申請者が、ISO26000 を参照して自らの社会的責任と主張する範囲」を設ける意図と致しましては、一つ目は申請者の対象活動設定のある程度の自由度を確保すること、二つ目は申請者が極端に狭い範囲に対象活動を設定すること CSR の観点からは逆効果になるのでそれを避けるということで、このような定義をさせていただいております。この辺りもご意見を頂ければと思っています。また、2.4.2 の 6 行目以下では「当面の間は、法人、事業所、地方公共団体の一部又はその組合せを対象活動とすることができる」ということで、いわゆる事業所、個人の一部というようなところを対象活動とすることも考えております。そのあたりの要件についてはご自由にご議論していただいて、アイデアを頂ければと思います。

続いて、「2.4.3 対象活動における温室効果ガス排出量算定範囲の原則」というところです。これにつきましては、論点にも書いてありますが、諸外国においてスコープ 3 排出量を算定する流れが大きくなりつつある状況も踏まえ、スコープ 1・スコープ 2 の原則を算定することに加え、スコープ 3 排出量についてもできる限り算定することとすることでどうか。とはいえ、スコープ 3 の算定についてはそれほどガイドラインが整っているわけではないという認識のもと、出来る限りはやってみようという感じです。そういう背景もありますのでカーボン・ニュートラルの対象範囲としては、スコープ 1、スコープ 2 で、スコープ 3 については任意という設定で提案をさせて頂いています。

次の 7 ページ目の「2.4.4 温室効果ガス排出量算定方法」の原則のところ、これまでのカーボン・オフセットの認証基準で書いてある内容でございますが、このあたりの原則は引き続き進めていきます。2.4.5 のところは先程から少しお話がありましたが、そう言いながらも事業者さんは色々な算定に取り組んでおられるので、そういったものをうまく活用できないかということで、三つほど挙げております。一つ目は温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル、二つ目は The Greenhouse Gas Protocol Corporate Standard、三つ目が自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）における「モニタリング・報告ガイドライン」です。その下に書かれているのは環境省「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」の最新の検討結果や GHG プロトコルイニシアティブ「The Greenhouse Gas Protocol Scope 3 Accounting and Reporting Standard（第 2 案）」等こういったものをうまく活用しながら算定していけないかと。また、地方公共団体が実施している排出量取引制度などでも算定ガイドラインの使用の可能性について等色々ご意見を頂きたいと思っております。

次のページからは計画を立てて、その計画を元に、検証機関に検証して頂いて、認証を進めていくというプロセスについての説明になります。8 ページにつきましては、論点で書かれているのは全体のフローになります。計画から達成までのフローは、以下のような想定で妥当かということで、これについてはそれぞれ最長のものということで書いています。例えば X 年度に全て、計画もして、今年度にやってしまうというのでも構わないのですが、ゆっくりとニュートラルを実現していく計画にどれくらいまで幅を持たせるかというのがこの図になります。その中で、基準年度は平成二年（1990 年）以降の任意の年度ということで、例えば複数年度の平均を用いることも可能です。基準年度については自由に設定していただくようにしています。この X 年度で計画を立てて計画を開始する、また、計画の認証を取ってから計画を開始するまでの間 1 年くらい準備する期間があり、その間に設備を導入などの準備に充てることができます。計画認証そのものの有効期間が一年間で、一回まで更新できるので最長二年間、計画認証というステータスが得られます。但し、X+3 年度にあります目標年度にはカーボン・ニュートラルを実現して下さいということで、計画認証の有効期間が切れた後は実際にカーボン・ニュートラルが達成されたかを検証、認証というプロセスを経て、その後に達成認証が得られるというところなんです。達成認証については絵を描いています。図に書いてありますが、達成認証が X+3 年度に有るという事実は変わらないので、例えば 2014 年に達成しましたというのは 2020 年になっても変わらない

い話であるので、達成認証では特に有効期限は設けず、いつ達成したかが分かればいいこととしています。中間検証、中間認証についてはしっかりと決まっているわけではないのですが、一年間の有効期間ということになると、どれくらい削減が進んでいるのか、計画の見直しは必要なのかということとを一度どこかで見た方が良さだろうということで、そのプロセスをどのように進めるかはまだ固まっていないところです。全体のフローはこのようになります。

次の9ページの上のところにもう一つ論点があります。3の申請者の取り組みのところ、カーボン・ニュートラル計画を策定して、基準年度と目標年度を設けて、別の計画開始日を定めて、その中で温室効果ガス排出削減を考えていくのですが、それにあたって海外制度の例を踏まえて、実質削減を求めていくことを基本と考えています。その場合には、原単位の改善も候補の一つとしてあり得るのではないかとこのところでは、前回も議論していただいたものです。原単位或いは総量の改善、どちらでも構いませんが、色々な状況の変化等ある時にグリーンエネルギー証書を用いるという柔軟性を持ってもいいのではないのでしょうか、というのが論点として挙がっています。

続いて、「3.3.1 クレジットの要件」ということですが、クレジットの要件としてはA、Bとございますが、Aは京都クレジット、Bはある程度の品質が確保されたクレジットという整理をしておりますが、次の論点は、クレジットの要件としては上記のとおり信頼性の高いものを原則とした上で、現実的に柔軟に対応していくために経過措置としてそれ以外のクレジットについても使用できることも考えて良いのではないかと、このところでございます。この後のクレジットの要件のところから、クレジットを確保し、そのクレジットを無効化していく計画を立て、カーボン・ニュートラル計画の進捗状況でもし変更等ある場合はそれを踏まえて計画を立案していきます。その後、検証機関にその計画がうまく回っているか検証を受けるという段取りになっています。この検証の部分が4にあります。今のところは、中間検証と言っていますが、今後どのようになるのか現在検討中であります。検証にあたっては、本当にクレジットを出す訳ではないので工数を抑制し、算定プロセスの妥当性確認を重視することを基本的な考え方とした上で、とはいえ信頼性の確保もありますので、保証水準の合理的保証ということで、事業者の基準についても量的基準値は全体の5%、ただ、本基準の要求事項を満たしている限り、不確かさを考慮する必要はないと考えております。この中で、プロセス

とプロセスの実現性を見て頂いて、その中で合理的保証を求めていくということではありますが、この検証の基準とは、このカーボン・ニュートラル計画が要求事項を満たしているかどうかというところに絞ってはいいいのではないかとこのところが論点として書かれています。

次の 12、13 ページが認証プロセスのところでございます。計画の認証については、検証報告書の結果に基づいてこれらの取り組みが基準に適合している場合には、認証主体者名で認証を与えることとなります。その効果としましては、宣言ができるということであったり、ラベルを使える、認証書が発行されるということが認証の効果となります。或いは、認証主体が認証結果を公開することも認証の効果です。それに対して、認証のところでは若干細かいことが書いてありますが、実際に認証したものの、諸事情があって認証を取り下げたり、認証した行為がうまく流れていなかった場合、取消をせざるを得ない状況になった時にどうするかというところです。13 ページの下の「5.2 計画認証の取消」というところでは、認証が取り消された場合、認証を取得していたものは認証取消後 1 ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、計画認証ラベル表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ認証主体に対し、その経過及び結果を報告して下さい、ならびに関係者に関しても不正使用が無いように配慮して下さいということです。もし計画がうまくいかなかった時の措置がこれで良いかということをご理解頂ければと思います。

続いて 14 ページが、「6. カーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル使用」になります。ひとつご議論頂きたいのが「6.2 情報提供」というところです。情報提供の項目として計画認証時の情報提供が 1 から 4、14 ページから 15 ページにかけてありますが、これで良いかどうか。実はこの下の方に参考として、現状のカーボン・オフセットの取り組みに対する第三者認証機関の認証基準、いわゆるオフセットの認証基準の中での情報提供を書いています。これと比べると少ないのですが、これで十分であれば、議題 2 の中でありましたように少しずつ取り組みやすくしていくということもあり、情報提供としてこんなに沢山のことをしなくてはいけないのだろうか、もう少し簡素化出来ないだろうかという一環として、ご議論頂きたいと思います。そして、ニュートラルの計画認証の情報提供としてこれで十分かどうか、過不足ないかという部分でご意見を頂きたいと思います。

続いて、6 ページの認証のラベルの使用についてですが、認証の入れるラベルの詳細については、議題 2 の中でもこれからやる分については考える必要が

あるという話もありましたので、そこについては別途話しますが、ここでは、計画認証と達成認証でどのようなラベルの成果を測るかということについてご意見を頂きたいと思います。

17 ページ以降が達成認証ということで、第二章までは計画を認証していくというところになりますが、第三章からは、実際にニュートラル計画が実現したかということを見て頂くものです。基本的には、要求事項が変わる訳ではないのですが、実際の検証していく視点というのは変わっていくと思われます。その中で若干追加しているのは 7.1 から 7.5 の中で温室効果ガス排出削減の確定というところです。実際にそれを確定していく、クレジットをニュートラル化で量的な確定がなされていくところと、柔軟な措置として「7.5 アーリーアクション」で、今度はニーズとして申請日以前にニュートラルへの取り組みがなされていて、後から認証して欲しいという場合、エビデンスが得られないケースもありますが、何とか認証して欲しいというニーズを満たすための条件を示しています。

次の 18 ページ以降が達成にあたっての検証、認証で、達成された時のニュートラル宣言とラベルの使用について書いています。19 ページ、20 ページのところで達成時の情報提供項目につきましてもこれで十分なのかをご議論いただければと思います。21 ページのその他については雑則ということで、機密保持、守秘義務や異議申立て等雑則が書かれています。全体としては以上でございます。

【質疑応答】

- 新美座長： 只今説明のありました認証基準案についてご審議頂きたいと思います。説明から、内容としましては第一章と第二章がかなり議論の対象になるかと思われる。第三章と第四章をまとめてご議論いただければと思います。まずは第一章に関連してご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。
- 大島委員： 6 ページに ISO26000 を対象にして、とありますがもう少し説明をいただければと思います。ISO26000 に組織の定義はありますが、そこは非常に短い文章で抽象的な書き方になっています。この部分を対象活動と読み替えている訳ではないのかなと思いました。もう少しお話しをしていただきたく思います。
- 事務局： ご指摘の通り ISO26000 の組織の定義には詳しく書かれていません。ISO26000 の考え方の中で、実際に社会的責任の課題を特定できた時にそれらの活動を社会的責任として統合していく、ISO26000 のプロセスがあります。

事業者に ISO26000 を全部読め、というのは求め過ぎではないかと思えます。この委員会で認めていただければもう少し噛み砕いた解釈を記載していきたいと思えますが、実際には ISO26000 の中にある考え方、社会的責任の考え方のある程度加味しつつ、自分で社会的責任を決めて、そこを範囲とする、という内容です。

大島委員： 概念は分かりますが、表現方法や表現内容をもう少し工夫した方がいいと思えます。その概念をここに書いてしまうと、対象範囲というのがバウンダリの基礎になるため、認証していくところにおいて、なぜ対象活動にしたのか、しなかったのか、という理由を事業者がきちんと考えて定めたかどうかというのを認証プロセスの中で確認ができるようにしておかないといけません。いきなりここが抽象的になると、次の認証にも影響を及ぼしてきます。このあたりの書きぶりを配慮して欲しいです。または別の規格を見て、何か対応して欲しいです。ISO26000 の一番目、組織統一でガバナンスの話がいきなり入っていて、ガバナンスのきく範囲かどうかという、大きな話になります。多分そのことを意図している訳ではないのは分かりますが。規格の構成内容とこの言葉がもたらす意味を再考して頂きたいと思えます。

事務局： 前回の議論の中でも他の企画がどうなのか、というところで、諸外国についても参照しました。支配力基準・出資率が世界の主流になっているところです。そこでのアプローチを全面に打ち出していいのかというところは事務局内の悩みです。定型的に判断できるものを出すことで事業者の選択余地が失われてしまいます。一方で社会的責任やマネジメントシステム的なものを出すとするれば、プロセスの中でもコミットしてもらうところが入ってきます。そこをどのように線を引くかというところで悩んでいます。それぞれの良いところを加味しつつ、オリジナルなものを打ち出すことになると考えています。どこが落としどころになるかは、もう少し文章を書き下さないと難しいかと思えます。考え方のひとつのベースとして、これを打ち出して良いかというところでご意見いただきたいと思えます。

山本委員： 大島委員の意見に関連しますが、ニュートラルの認証基準を事業者が見て分かる、どこまでやればいいのか事業者が認識し、判断できるものである必要があります。それによって、事業者が自ら責任をもって自立して行うためのツールにもできます。例えば、5 ページの JIS Q 14064 規格についても、ぶっきらぼうに書いてあります。スコープ 1 が直接的な温室効果ガス排出量とあるが、直接的なとは何か。スコープ 2 のエネルギー起源の間接的排出とは一体何か。スコープ 3 のその他間接的な排出ガスとは一体何か。これを見てもよくわかりません。もう少し丁寧に言う必要があります。今の段階でこうであっても、今からモデルプロジェクトをやるにあたって分かりやすく、事

業者が使えるものに仕上げていって欲しいです。例えば、GHG プロトコルはもう少し丁寧な書き方をしています。これは事業者が使うことを意識しているため、沢山の事例が書いてあります。文章だけだとどこまでやればいいのかそのレベル感がよくわからないので、事例を書いていってはどうかと思います。

上田室長： 山本委員からのご指摘の点についてですが、オフセットでイベントの手引きを作った際は、事例を沢山入れました。あれは規定ではなく、手引きという形で作りました。今回のものもご指摘のとおり、ここに書き込むべきものもあるし、規定には書き込めないで、事例を入れた手引きみたいなものを別途作る、ということで、この2つ、両面に対応できるよう検討していきます。

大島委員： 認証内容は議論点を挙げると沢山あり過ぎてどこからどう手を付けてよいか迷われていると思います。そういう意味での話の糸口として、計画、中間、達成のようにまず認証工程を3つに分けてありますが、この3つを分けた理由を説明して頂ければと思います。「検証」と「認証」で言葉を変えている点と計画、中間、達成も正直言って分かりにくいです。通常のマネジメントシステムなどの、認証があり、中間、更新のような感じをイメージされているということでよいのでしょうか。計画、中間、達成と書いているものについて、言葉が変われば理解度も変わるので、そういった部分をもう少しお話いただければ有難いと思います。

上田室長： 基本的な考え方のところだけ、議論のアイデアやコンセプトの話で補足させて頂きます。考え方として、達成認証とは、現に達成しているかどうかを認証します。オフセットはまさにそれしか認証していません。オフセットしているかどうかは認証対象です。今回カーボン・ニュートラルを、特に法人という形で見た場合、かなり達成までに時間を要するのではないかと思います。そこに参加する過程を全く評価されないというのは、敷居が高いかなと思います。そこにある一定のルールで参加しているということについても認証するということができないか、というのが計画認証というアイデアです。この計画認証が出きた時に次に議論したのが、何年くらいのを想定すべきかについてです。計画を立て、申請が出てきた計画が妥当かどうかを認証しますと。例えばその計画が10年となると、その間責任を持てるのかとなります。社会的状況や企業の状況も変わりますから。予見可能性や企業の投資行動を考えると、ある程度短い期間が良いのではないかと考えました。とりあえず全体のプロセスで3年、削減の期間で2年としたらどうかとなりました。企業では基本3年くらいで考えるのではないかと、ただ、前後に実際に最後に終わったところで締めて、検証しないといけないプロセスが残ってくるので、そうすると削減の期間は2年くらいにしたらどうか、というのが議論して出

てきました。次に出てきたのは、途中は全く見なくてもいいのかということです。途中その計画に基づいてきちんとやっているのか、2年間放置していいのかという時に、計画通りにやっているかの確認が必要になるという話になり、中間認証の議論が出て来ました。それは例えば10年だと間違いなく必要だが、計画の審査対象となる期間が2年だったら、1年でやるなら2年放置しても良いじゃないかとの議論もあると思います。全体の計画期間の長さに応じると思います。我々としては、資料3の8ページで計画自体は2年間、もし1年でできるなら1年でも良いし、即できるのであれば計画認証でなく達成認証に行ってもらえば良いと。これから頑張るが、これから最低2年くらいで出してくるというものくらいなら、リアリティのあるものとして保証して、これは良いですと言えるのかなとあって、まず2年にしてみました。その2年が、3年になるなら、3年プラス締めて検証して相殺してと手続きすると実質4年くらいになります。それがベストだと言われればそれもあるかも知れません。それが2年が良いか、3年が良いかは、実際取り組まれている立場からすると、2年は短すぎるとの話も出て来ると思います。そのような考え方から、まず計画認証のアイデア、そして長さの議論、中間にそのとおりやっているかを見るとの議論がでてきました。そして中間で見る時に中間認証がいるのか、検証だけで良いのか、認証がいるにしても最初の認証と同じ努力を要するのは大変かなと、その強弱の付け方は程度の問題としてあるかなということになりました。最後に、有効期間という言葉が出ていますが、これは審査をして認証する時は最大2年の計画というのを持ってこられて、計画自体は妥当だと判断した時に、実際に妥当だと言える期間を1年くらいにしたらどうか。有効期間を2年というのもあって、2年として中間で沿っていなかったら駄目だ、というのもあるが、これで取消というのも結構重い。従いまして、有効期間1年として、延ばすなら検証を受けて対応1年の方がソフトな制度になるのではないかという考えで、最後の有効期間という発想になりました。このような思考パターンで、これに基づいて、途中の2年はもう少し長くしても良いのでは、となるとその中間検証や認証のフォローアップ事項も多くなるし、もっと短くしたなら良いじゃないかというなら、その辺りは実際取り組まれている実態に応じて意見をいただければと思います。

事務局： 検証と認証の言葉の話があったと思います。今の話は、計画、中間、達成の話ですが、検証と認証については3ページの用語のところ、認証主体と検証機関があります。認証主体が※1、検証機関が※2とあります。検証機関については、ISO14065の認定を受けた機関ですが、65認定はまだ進行途上なので、暫定的な措置を設けています。それに対し、※1の認証主体は次のページ

になりますが、将来的には民間・地方公共団体が本基準に基づき認証を行うことが考えられるということがあります。またこの制度がそこまで固まっているわけではないですし、山本委員がおっしゃっていたように色々なことをやっていながら基準を変えていくという面からも、認証はまず環境省が試行的にやっていきます。将来的には認証主体は多様なものになると考えれば、検証と認証の機関が同じになることも考えられます。

山本委員： 検証と認証ですが、これはクレジットを発行する側ではなく、ニュートラルに達成するプロセスをみるということです。その発想に立つと、検証と認証の両方がいるのでしょうか。計画、中間、達成と3段階やる必要性は長い年月ならあると思いますが、検証と認証は2ついるのかというところで、ひとつにしても良いのでは、という印象も受けます。クレジットを生み出す際は、色々データを見ないといけないので検証にウエイトが置かれますが、そのあたりご検討されたら如何でしょうか。

武川委員： 第2章のところについて質問です。ニュートラルではないオフセットと何が違うか、というところにずっと引っかかっており、私の理解では普通のオフセット認証では、予定のものも認証しており、その時点でどのくらい商品が売れるのかが確定していない状況で認証しています。全部終わっていない状況で認証しているということがあるので、本質的には今回やっていることも、今までやってきたことも一緒なのではないかと思えます。

そうだとすると、なぜ2段階、認証と検証というステップがあるのか、その違いを考えるべきだろうと思っています。

一つの説明として、対象が法人単位という大きなものなので、会社全体にニュートラルですと標榜するという効果の大きさを鑑みて慎重を期して2段階やるという整理も一つの考えですが、論理必然的にそうなるということでもないのかなと思います。今までの認証も、本当にオフセットが、埋め合わせされているのかというのを改めて検証しているわけではないですが、ラベルを与えているわけです。約束でそういうことはしないで、ということにはなっていますけれど、今回どこまで違うのかなというのが山本委員のご質問で、私も答えが決まっているわけではありませんが、議論の余地はあると思っています。また、ここが決まらないとラベルを変える話などにも全て影響してくるので、ご意見を伺いたいと思います。

奥委員： 私は検証と認証の議論をする必要があるのか、ということも考えています。検証と認証はセットなので。英語で言えば verification を経て accreditation につながるの、verify したものが accredit されるということですから一緒に考えるというのは当然の話です。

本来オフセットはそうしなければいけないところ、そのハードルを下げて、

検証も認証の中に含めてセンターがやっているということなのではないでしょうか。概念として分けて外出ししてないだけではないでしょうか。

ニュートラルの場合は、組織の活動全体の部分を見なければいけないので、専門性を持っていなければいけないし、作業量も大きくなるので、それに携わる機関を分けて、検証は別の機関にやってもらい、認証は環境省が責任を持って、ということで整理するのは一定の合理性があると思います。

篠崎委員： 9ページのクレジットの要件ということで、質問としては、国内クレジットはこれに使えるのでしょうかというのが1つあります。

事業者は色々な規程の中で、既に報告制度の中で自らの排出量を算定して報告しています。先ほどのスコープ1、スコープ2、ということで算定しています。その報告の中でJ-VERと国内クレジットとCER京都クレジットが使えると明確に分かれています。

事業者としてオフセットをして、お客様にオフセットについて説明しにくいのは、国内クレジットでは第三者認証が取れませんというところです。取消と償却の違いは説明すれば分かってもらえますが、なぜ国内クレジットで第三者認証が取れないかは説明できず困っているのが実体です。もし、今回これを進めていく中で、国でこのような制度になっているのに国内クレジットはダメとなると、これはダブルスタンダードでは、事業者としては困ってしまいます。もし本当にダメなら国の仕組みを変えないといけいのではないですか、と言いたいです。

上田室長： 国内クレジットは使える方向で検討していきたいと考えています。ただし、色々な要件は必要だろうと考えており、まだ議論が詰まっていないのですが、次回までには提示できるようにしたいと思っています。どこまで広げるのかというと、例えば海外のクレジットはどうか、ということにもなります。日本だから良いのかとなると、海外からはなぜ内外で差別するのかという話になります。理論的な所を詰める必要がありますが、いずれにしてもご指摘の方向で考えています。

検証・認証の区別と、現行オフセット制度の対比、ということについては、問題点や議論の発端は武川委員の指摘の通りです。法人を扱う時、2段階あった方が責任の面で良いということです。

オフセット認証は、事務局が検証と認証のセットで行っていますが、その責任を事務局が全て負いきれるのかという問題点があります。一方でいきなり検証機関に全てお任せするというのも、制度を改善する等の際に、まだ制度事務局が成熟していない段階では早いのではないのかと考えています。かといって事業者の方に、こんなに手間がかかるなら難しいと言われたら、元々は削減に取り組んでもらうことが主題なので、如何に取り組んでもらうかの

工夫の余地はまだあると思います。

次回までにどうすれば現実に使いやすいものになるのか、簡素化する方向で検討したいと思います。ただし、最初は細かく見ざるを得ないのではと考えてはいます。

山本委員： CDM の何が問題かという点、事業者が計画書を作って、検証機関が検証したとしても、その後国連が全く同じことをしています。どこまでが検証でどこまでが認証かという点では、言葉のあやのようなところがあります。今回問われるのはシンプルにするということなのではないか、と考えています。できるだけプロセスを減らすということで、検証と認証をひとつにまとめてしまえば良いのではないかと。とは言いながらも、どのようにやればいいのか分からないので、検証機関と一緒にやってみようということなら、ある程度役割を決めて、この辺りを重点的に見てよと。将来的には一つで済ますことができるようにするために、重点を置く場所を検証と認証、それぞれ分けてやる方法もあると思いますが、プロセスを減らしてシンプルにする方向性を示した方が良いと思います。

クレジットの件で説明がありましたが、J-VER 創設時も一番腐心したのが、国際的な整合性をきちんと取る必要があるということで、創出されたクレジットの質は、1 トンどこに行っても同じ 1 トンでないといけない。そのためには ISO14064 シリーズでスキームをつくり、京都クレジットとも遜色ないようなクレジットを創出しようとやっていました。クレジットの質という観点からすると ISO 等を基盤としてスキームを組む必要があります。ただ、現時点で国が国内クレジットを認めているものを排除することに関していうと、使うということについては認めていって欲しいと思います。方向性として 14064 が必要だという目標があって、使っていく必要があると思います。

武川委員： 9 ページの上の方の論点についてです。実際に削減を求めるところですが、個人的には削減が実際に行われるというところまで求める必要はないのではないかと考えています。

削減に向けた合理的な努力は必要ですが、その結果実際に減りましたというところまで求めなくても良いのではないかと考えています。特に法人単位ということになると、新規事業に進出して活動量が増え、総排出量が増えることもあります。さらに原単位が変わることについても色々な要因が考えられます。合理的な努力は必要ですが、なぜニュートラルだとそこまで求められなくてはならないのでしょうか。

グリーンエネルギー証書を使って原単位の改善や総量削減を認めても良いというのは、今私が申し上げたことを考えると、厳格に削減を求めると非常に厳しい結果になるだろうということで、このようなことが書かれているのだ

と思います。これはある意味で自己矛盾的なことが書いてあるなと思っています。クレジットを持ってくるだけでなく実際に削減をと要求しながら、グリーンエネルギー証書はクレジット的に使っています。クレジットを使っ
てはいけないと自分でバーを作りながら、このバーは厳しいからクレジット
使用を許可すると言っている。ならば、努力を前提に原単位や削減をそこま
で厳格に要件として求めることはないのではないかと思います。これが 1
点目です。

2 点目は 13 ページの取消の効果ですが、もう少し検討が必要ではないかと考
えます。いわゆる商品にマークを付けるというのが前提にあると思っている
のですが、会社全体でオフセットですと言っている場合であれば、名刺に刷
り込んだり、ホームページで色々出したりということがありますので、会社
全体として達成できませんでした、申し訳ありませんでしたというのを報告
させるとか、ホームページに掲載させるとか、使われた効果を打ち消すとい
うのであればそこまでやらないと本当はいけないのではないかと思います。
対象が何かというところに応じた対応が必要ではないでしょうか。これが 2
点目です。

3 点目も似たような観点からですが、14 ページの情報提供の観点からですが、
会社全体ということになると、個々の排出源をわざわざ書くのかとなると、
ややカスタマイズされていない印象を受けます。もう少し実態を見ながら考
えた方が良いかと思います。

明日香委員：私も削減を実際にするというところまでは求めなくても良いのではと思いま
す。削減目標は達成されなかったもののニュートラルしたというケースがあ
るとのことですが、それでは分かり難い。地球全体で減れば良いという考え
であれば、良いと思います。グリーン電力証書をクレジットとして使うとい
うことについても、色々議論もあるところなので、慎重に議論すべきと思
います。

国内クレジットを使うのであれば、質をなるべく J-VER に近づけるというこ
とは意識して欲しいと思います。

検証と認証ですが、シンプルにすることや両方一緒にしてというのも分かり
ますが、例えば Conflict of Interest とか、ISO 絡みの問題とかは大丈夫で
しょうか。形式的かもしれませんが、分ける必要が本当はあるのではなかつ
たですか、という質問です。

奥委員：12 ページの認証取り下げの文章がありますが、計画認証を受けて、ニュート
ラルに向けて努力はしたのですが、途中で断念して認証取り下げというケー
スが想定されます。ニュートラルまではいかなかったけれど、オフセットは
出来ていると。ニュートラルからオフセット認証への切り替えについても考

えておいた方が良いのではないのでしょうか。

ニュートラルの認証主体は環境省、オフセットがセンターであると、認証主体が違うので一定の整理は必要ですが、看板のかけ替えのケースも想定しておいた方が良いのではないのでしょうか。

上田室長： 目標に対する削減努力を定量的に求めるのか、また達成しなかった場合どうするのかということについて、我々としては、ニュートラルはオフセットの進化した取り組みであると認識しています。また、ニュートラルに海外の企業が多く取り組んでいる時に、我が国でニュートラル取得したということで海外に行ったら、それは違うだろうと言われる事態を避けるためにも、ハーモナイゼーションについて気を付けないといけないと思います。削減努力を求めるだけの、オフセットというのは国際的に見ると緩いのです。ですので、ニュートラルでは国際基準に戻さないと法人の方の努力が海外に行くとならなくなってしまうおそれがあります。国際基準に戻すために、定量化を求めています。今までは ISO14000 を取得しているとか、エコアクション 21 を取っている、ということさえ言うことができれば、実際に測っていることは問われませんでした。ごく一部のバウンダリを限定すれば良かったのです。今回は国際基準に合わせるために深掘りしているというところではあります。ニュートラルからオフセットへというところは、実際その通りかも知れませんが、切り替わる際に、オフセット認証を一からやり直しとなるのはどうかと思う。そこは縦割りにならないように、うまく引継ぎができるように、いくつか要件がつくかもしれませんが工夫してみます。次回は細かいところまで整理できるように考えてみたいと思います。

山本委員： CDM では、DOE が検証・認証をやっています。クレジットを発行するのが国連の役割です。利害関係については非常に強く国連から求められていて、DOE は年 1 回利害関係の分析報告書を取りまとめ、第三者の諮問委員会に諮った上で、国連に報告書を提出しないとイケません。そういう意味では、利害関係は確保された上で検証・認証は行わないとイケないということで、特に検証と認証を分ける必要はありません。そして、クレジット発行は国連が行うということです。

新美座長： 第三章、四章について議論できませんでしたが、次回に向けて何かあればメールでもご意見いただければと思います。今までの議論を踏まえ、修正した上で、環境省の方でパブコメにかけるということにしたいと思います。

上田室長： 今回ご議論いただきましたニュートラルにつきましては関係する事業者の方にも別途ご相談していますが、それ以外にも環境省のもとでパブコメにかけるようと思っています。パブコメにかける前には、各委員には一度メールで送らせていただいて簡単にご確認をお願いできればと考えております。

議題 4. その他

事務局： 次回の検討会の日程は、7月20日の13時から16時です。詳しくは、追ってご案内致します。

上田室長： 次回の検討会は新美座長がご都合によりご欠席ですので、進行等については座長代行として奥先生にお願い致しましたのでご報告致します。

以上